（国税調査官） **第五百十七条**　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百四人以内を置く。 ２　［略］ （国税査察官） **第五百十八条**　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百九十二人以内を置く。 ２　［略］ （国税管理官） **第五百三十九条の四**　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十九人以内を置く。 ２　［略］ （国税実査官） **第五百四十条**　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官八十四人以内を、徴収課に、国税実査官二十一人以内を置く。 ［２・３　略］ （国税調査官） **第五百四十一条**　間税課に、国税調査官十七人以内を、調査課に、国税調査官三十七人以内を置く。 ［２・３　略］ （国税徴収官） **第五百四十二条**　徴収課に、国税徴収官三十六人以内を置く。 ２　［略］ （国税査察官） **第五百四十三条**　査察課に、国税査察官百四十八人以内を置く。 ２　［略］ （国税徴収官） **第五百五十五条**　各税務署を通じて国税徴収官六千二百五十四人以内を置く。 ２　［略］ （国税調査官） **第五百五十六条**　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百三十六人以内を置く。 ２　［略］	（国税調査官） **第五百十七条**　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千七百八十八人以内を置く。 ２　［同上］ （国税査察官） **第五百十八条**　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百八十三人以内を置く。 ２　［同上］ （国税管理官） **第五百三十九条の四**　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十八人以内を置く。 ２　［同上］ （国税実査官） **第五百四十条**　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官八十三人以内を、徴収課に、国税実査官二十人以内を置く。 ［２・３　同上］ （国税調査官） **第五百四十一条**　間税課に、国税調査官十七人以内を、調査課に、国税調査官三十六人以内を置く。 ［２・３　同上］ （国税徴収官） **第五百四十二条**　徴収課に、国税徴収官三十五人以内を置く。 ２　［同上］ （国税査察官） **第五百四十三条**　査察課に、国税査察官百四十七人以内を置く。 ２　［同上］ （国税徴収官） **第五百五十五条**　各税務署を通じて国税徴収官六千二百七十二人以内を置く。 ２　［同上］ （国税調査官） **第五百五十六条**　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百八十七人以内を置く。 ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十九号

官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行に伴い、及び株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の三十第二項から第四項までにおいて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十九条第二項第二号の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信